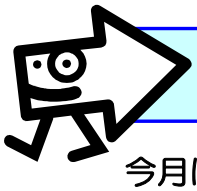
企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社
〒343-0816　埼玉県越谷市弥生町3-33-4F
TEL:048-940-5246　FAX:048-940-5247
E-mail:　payroll@cmns.jp



助成金を活用しよう【　キャリアアップ助成金改正情報②】

今月は、キャリアアップ助成金のうち『賃金規定等改定コース』の改正情報についてご案内します。

【賃金規定等改定コース】

有期契約労働者または短時間労働者の基本給の支給ルールを増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成

◎ 雇用形態や職種の区分に基づき、一部の労働者のみ増額改定させた場合も助成対象になります

賃金引き上げ率	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	50，000円	65，000円
大企業	33，000円	43，000円

★ 助成額拡充のポイント

① ５%以上の賃金引上げに対する助成額が大幅に拡充
② 申請制限が撤廃され、１年度１事業所あたり100人までは複数回申請可能
③ 職務評価＋賃金規定等改定で助成額の加算あり

◎ 助成金の受給要件

① 賃金規定等を増額改定する前日までに『キャリアアップ計画届』を作成・提出
② 有期雇用労働者等の基本給を就業規則（賃金テーブル、賃金一覧表など）に定める
③ 上記②の賃金規定等を３%以上増額改定し、改定後６ヶ月分の賃金を支給



【法改正情報 ①】令和５年度の協会けんぽ料率改定について

3月分（4月納付分）から健康保険、介護保険の料率が変わります。

令和5年度 都道府県単位保険料率

都道府県	健康保険料率
東京都	10.00%　↑
埼玉県	9.82%　↑
神奈川県	10.02%　↑
千葉県	9.87%　↑

介護保険料率は1.82%（全国一律）に変わります。

◎ 当月控除の場合：３月に支給する給与から改定
◎ 翌月控除の場合：４月に支給する給与から改定

【法改正情報 ②】令和５年度の雇用保険料率改定について

４月分から労働者負担、事業主負担の料率が変更となります。
一般の事業の場合：労働者負担 6/1000　　事業主負担 9.5/1000
※月給30万円の場合の労働者負担額　30万円×6／1000＝1,800円／月（前月比300円負担増）

★ 最新の情報に関しましては、コムニスサポートまでお問い合わせください。